

議案第60号

日野町議会会議規則の一部改正について

日野町議会会議規則の一部を別紙のとおり改正する。

平成20年9月10日提出

提出者 日野町議会議員 中原 明

賛成者 日野町議会議員 佐々木 求

賛成者 日野町議会議員 宮田和也

賛成者 日野町議会議員 小谷博徳

日野町議会会議規則の一部を改正する規則

日野町議会会議規則（昭和62年日野町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p><u>第15章 全員協議会（第119条）</u></p> <p><u>第16章 議員の派遣（第120条）</u></p> <p><u>第17章 補則（第121条）</u></p> <p><u>第15章 全員協議会</u> <u>（全員協議会）</u></p> <p><u>第119条 法第100条第12項の規定により議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。</u></p> <p><u>2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が召集する。</u></p> <p><u>3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。</u></p> <p>第16章 略 （議員の派遣）</p> <p><u>第120条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第14章 略</p> <p><u>第15章 議員の派遣（第119条）</u></p> <p><u>第16章 補則（第120条）</u></p> <p>第15章 略 （議員の派遣）</p> <p><u>第119条 法第100条第12項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。</u></p>

2 略

第17章 略  
(会議規則の疑義)

第121条 略

2 略

第16章 略  
(会議規則の疑義)

第120条 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。